

第3章 行動計画の体系

1 基本目標

行動計画の4つの基本理念に基づいて、計画目標「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま」を実現するため、つぎの7つの基本目標を掲げて、総合的に施策を展開します。

(1) 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

すべての子どもは、次代を担う「宝」です。子どもが、豊かな人間性を形成しながら、自己を確立できるように、児童館、学童クラブをはじめとした居場所、遊び場、多様な経験機会の充実に努め、子ども自身が持っている「育つ力」を応援します。

子育ては、父親・母親その他の保護者が第一義的責任を有します。しかし、保護者だけに負担を負わせることはできません。子育て支援についての情報提供、相談機能を充実するとともに、子育て家庭の交流促進、子育てを地域で支える仕組みづくりを推進します。また、保育サービスの充実に努めます。子育て家庭が持っている「育てる力」を、行政、地域、職場が一体となって、社会全体で応援します。

(2) 子どもと親の健康づくりを応援します

子どもと親の健康は、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。疾病・障害の早期発見および養育の支援や健康相談、育児不安の解消に努め、子どもが生まれる前から継続した育児支援に努めます。

また、定期予防接種の推進や、安心して子どもを生み、育てる拠りどころとなる小児医療、周産期医療の充実に努めます。

その他、食習慣の乱れなどが、子どもの心と身体の健康問題を引き起こしていることから、食を通じた子どもの健全育成に努めます。更に、性や喫煙・薬物等の思春期における保健対策の充実に努め、子どもと親の健康づくりを、総合的に応援します。

(3) 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、社会全体の願いです。子どもたちの学力の向上を図るとともに、豊かな心と健やかな身体を育み、個性を生かす学校教育、幼児教育の充実に努めます。

家庭教育は、教育の原点です。今、都市化の進展や核家族化、地域における地縁的つながりの希薄化などにより、家庭の教育力が低下しているといわれています。子どもの発達段階に応じた家庭教育の充実に努めます。

都市化の進行などにより、地域も以前と比べ、教育力が弱まっているといわれています。子どもは地域で育つのであり、地域の教育力を高める必要があります。地域のさまざまな人の協力をいただきながら、地域の教育力の向上に努めます。

(4) 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

安心して子どもを生み、育てるためには、良質な住宅や良好な居住環境の確保が必要です。また、子どもや乳幼児連れの親子が、安全に安心して通行できる道路環境を整備する必要があります。その他、駅や公共施設等のバリアフリー化や子育て世帯が安心して利用できるトイレの設置など、安全・安心で快適なまちづくりを推進します。

子どもたちを交通事故から守るために、学校や地域における交通安全教育を推進します。また、最近、子どもを狙った犯罪が多発しています。警察や地域住民と協働し、犯罪等に関する情報提供や、防犯ボランティア活動などにより、犯罪から子どもたちを守る活動に努めます。

(5) 子育てと仕事の両立を応援します

男女にかかわらず、子育てと仕事は二者択一ではなく、両立できることが当然でなければなりません。男性を含めたすべての人が、子育てと仕事のバランスのとれた働き方ができるような「働き方の見直し」や、子育て中の父母が働きやすい就業環境を推進するための意識改革と関係法制度の広報、啓発に努めます。

子育てと仕事の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業や保育サービス、学童クラブ事業や放課後児童等の広場事業の充実に努めます。

(6) 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します

国際連合児童権利宣言では、「児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない」としています。今、この人類共通の理念が、守られない状況にあります。子ども家庭支援センターを中心とした関係機関が連携しながら、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、保護、支援を行い、子どもと保護者が健やかに暮らせるように努めます。

離婚率の上昇等により、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、特に母子家庭においては、就労などによる自立の支援が必要です。ひとり親家庭の自立を促進するとともに、豊かな家庭生活のために、就労支援や生活支援、経済的支援など、総合的な支援に努めます。

障害児が身近な地域で、安心して生活できるようにすることが求められています。乳幼児期から学校卒業後まで、障害児の自立や社会参加に向けて、保健・医療・療育・教育・福祉などの関係機関が連携し、支援体制の充実に努めます。

(7) 計画の着実な推進を図ります

子どもと子育て家庭の支援のためには、計画の着実な推進が求められます。区では、公募区民を交えた協議会を設置し、行動計画の実施状況の把握・点検にあたって意見を聴くとともに、将来の練馬区の子育て支援について意見をいただき、その実現に努めます。また、年度ごとに行動計画の実施状況を公表し、計画の着実な推進を図ります。

2 施策の体系

子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま

I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

1 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実

2 子育て家庭の交流の促進

3 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

4 保育サービスの充実

5 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実

6 その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実

7 子ども自らが考え、参画する機会の拡充

8 経済的な支援

II 子どもと親の健康づくりを応援します

1 健康診査等の充実

2 健康相談の充実と育児不安の解消

3 予防接種の推進

4 小児（救急）医療・周産期医療の充実

5 食を通じた子どもの健全育成

6 思春期における保健対策の充実

